



1844-1913年のイギリスの金本位制度（宮下孝吉博士 記念號）

新庄，博

(Citation)

国民経済雑誌, 110(3):59-81

(Issue Date)

1964-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00168062>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00168062>



1844-1913年のイギリスの金本位制度

新 庄 博

—

英蘭銀行の設立は1694年であるが、最初の英蘭銀行券は翌1695年から発行され、銀行券の種類は£10, £20, £30, £40, £50, £100の六種であり、銀行券には発行日、発行者名、所持人の名が手書きで書入れられた。¹ 英蘭銀行券が£10以上であって日常小額の支払手段として使用するに適當せず、特に最初は所持人の名が記入され、これを譲渡する場合に裏書したということは現代の銀行券に比較して、初期の銀行券の性質を理解する上に看過されてはならない点である。もちろん銀行券の発行はイングランドのみにても英蘭銀行以外に地方銀行(country banks)によって行なわれ、1708—9年には銀行券の発行を六名以下の構成員から成るものに制限する(英蘭銀行は別として)条例が制定されたが、これも銀行券の偽造の機会を少くし、流通の範囲を狭くして、偽造された場合にもその発見を容易にしようとする配慮が主であったものと推察される。大額の銀行券はほとんど企業者間に交換されるので間違はないが、支払手段として使用される小額券は智識経験の乏しい人々に偽造券を受取る犠牲者を多くする恐れがあった。²

スコットランドでは1695年にスコットランド銀行が設立され、21年間銀行と

1 1809年に至って銀行券が署名を除いて印刷され、発行に際して署名だけ手書きで行なわれることとなり、全部印刷して発行される銀行券は1854年以後においてである。(C. R. Josset, *Money in Britain*, 1962, p. 114) 1725年以後£60から90までおよび£200, £300, £400, £1,000券も発行できることとなった。1775年には£1券の発行を禁止する条例1777年には£5券以下の発行を禁止する条例が発布されている。1793年英蘭銀行ははじめて£5券を発行した。1797年英蘭銀行にも£1および£2券の発行を許す条例が出たが、1821年には英蘭銀行は£2券の発行をやめ、1826年には£5以下の銀行券の発行は禁止され、1797年以來の英蘭銀行の£1券は発行を停止された。1914年 *Currency and Bank Note Act* により£1および10s.の currency note が出現した。英蘭銀行の£1および10s.の銀行券発行は1928年以後である。(Josset, *op. cit.* pp. 199-200.)

して営業する排他的特権が与えられたが、銀行券の種類は £100, £50, £20, £10 および £5 の五種であった。しかし、この方は1704年の早くから £1 券の発行が認可されており、イングランドとは相当異なった状況にあった。基本的な相違はイングランドでは日常取引のための小額通貨は各種鑄貨に委ね、銀行券にはこれと異なった機能を営ましめようとしたのに対し、金属通貨の不足したスコットランドではそれができず（1707年スコットランドはイングランドに併合さる）むしろ地方では本位貨幣と同視しうる英蘭銀行券を媒介とし、その基礎の上に局地的に小額券を流通せしめて支払手段の不足を補わうとする方向が認められる。従って地方における銀行券は単に地方銀行によって発行されるというに止まらず、食料品屋、服屋、仕立屋というごとき小企業者（6人以下の構成員というのと関係がある）や時には個人にまで法律の許す権限を利用して、各自 notes を発行し、一般から信任を受ける限度において流通した時代であった。

しかし1775年には地方銀行も £1 以下の銀行券の発行を禁ぜられ、1777年の条例で最小額券が £5 に上げられた。

それまで £10 以下の銀行券を発行しなかった英蘭銀行が £5 の銀行券を発行したのは1793年からであった。時恰かもフランス革命直後で、対仏戦争となつて、ウエールス海岸ヘナポレオン麾下の仏軍上陸の流言に脅やかされた時期に当る。1794—5年には英蘭銀行から新たに £200, £300, £500 の三種、1802年には £1000 の高額券の発行が行なわれ、政府はこれをもって金を英蘭銀行に吸収しようとした。しかし事實は逆に結局英蘭銀行への金取付を回避するために、1797年3月の Bank Restriction Act の国会通過となった。この条例は流通鑄貨の不足を補うための銀行券発行増加を不可避ならしめ同年1777年の条例を改め、新しく英蘭銀行をして £1 および £2 銀行券を発行せしめることとなった。スコットランドでは £1 以下の銀行券も発行されることとなり、特に5シリン

2 銀行券の偽造者はもちろん偽造券の使用者も厳重な罰則をうけた。1800年の偽造券数4,000件が1817年には31,000件に増加同年には32名が絞首刑に処せられ1797年から通算して313名に上った。偽造を死刑にすることは1832年まで続いた。forgery の予防は銀行にとって大問題であった。（C. R. Josset, op. cit. p. 115. 尚 Report, etc. on the Mode of preventing the Forgery of Bank Notes. 1819.）

グ券の流通が多く、これによってそれまで退蔵されていた金を銀行の手に吸収する効果もあったといわれる。

1797年から1810年までに地方発券銀行の数は270から720に激増し、地方銀行の銀行券発行総額は500万ポンド内外から2,400万ポンドに増加した。³

周知のごとく1810年には地金委員会の報告が公にされ、1816年には法律上金本位制が採用されることとなるが、1817年に Restriction Act の部分的撤廃が行なわれたが早すぎて、1819年の再禁止となり、1821年から名実ともに銀行券の金貨兌換が行なわれることとなる。ただし£2券は1821年から発行を中止し、1826年には£5以下の英蘭銀行券が停止された。

しかし1821年には十分と思われた準備は、金輸出と増大せる国内需要のために急減し、しかも議会は1822年には500余の小地方銀行に£1の銀行券を限度なく発行する権限を与えたため、地方銀行券の総額は倍加した。これらの地方銀行券は金か英蘭銀行券に兌換せらるべきものであったが、英蘭銀行の£2および£1銀行券が急速に回収されつつあったから、従来のごとく英蘭銀行券に代えることができず、自然金貨に交換を求められる結果となった。従って自らは僅かの金準備しかもたない地方銀行から多量の金が引出されることとなり、1825年には英蘭銀行券自体も、連続的な金の払出と地方銀行券の現金化によって地位が悪化し、自行銀行券の兌換にすら不足を感ずるに至り、もし発行禁止

3 E. Coppieter, English Bank Note Circulation 1694-1954. 1955. p. 154. p. 157. 尚英蘭銀行券の流通額と保有金準備の推移は左のごとくであった。(B. R. Mitchell, Abstract of British Historical Statistics 1962. pp. 442-3 p. 440.)

	銀行券	預 金	金 保 有	造 幣 局 金貨鑄造	金貨流通 額(推定)
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
1790	10.7	6.2	8.5	2.7	20.0
1795	12.4	7.1	5.6	0.5	30.0
1797	10.4	6.3	2.6	2.0	40.0
1800	15.9	7.7	5.6	0.2	—
1805	17.1	13.1	6.8	0.1	—
1810	22.9	13.0	3.3	0.3	—
1815	27.3	12.2	2.7	—	—
1817	28.5	10.0	10.7	4.3	—
1821	22.1	5.7	11.5	9.5	20.0

前から蔵されていた£1 券70万ポンドの一箱を幸にも倉庫の中に発見することがなかったなら支払停止の危険に陥ったと記されている。とりあえず、それによって支払を行なうことができたというのである。

しかし同年末にはロンドンにも地方にも銀行の破綻は不可避となり、3 週間の間に61の地方銀行とロンドンの大銀行 6 行が支払を停止した。当初政府はこれらの支援に消極的な態度をとったが、最後には英蘭銀行をして全銀行に自由に前貸を行なわせ、減少した金準備を増すために金貨の鑄造に努め信用の回復に努力しなければならなかった。破綻した銀行の多くはその資金を預金に頼らず、ほとんど小額銀行券の発行に依存したためでありその危険を予知できなかった政府の責任が反省せられるとともに、英蘭銀行が他の銀行と競争の立場に立つ単なる一銀行としてではなく、これに優越しこれらを総括する地位と責任を与うべきものなることが自ら論議せられるようになった。

二

ピール条例または The Bank Charter Act of 1844 の本当の名称は “An Act to regulate the Issue of Bank Notes, and for giving to the Governor and Company of the Bank of England certain Privileges for a limited Period” (7 & 8 Vict. c. 32) であり議会を通過して1844年9月2日から実施された。周知のごとくその内容はほぼ次のごときものであった。⁵

銀行券の発行は一般銀行業務から全く切離して行なわれ、別個の Comimttee of Directors によって運営される。政府債がその一部を占める 1,400 万ポンドの証券 (Securities) は、日々の銀行業務に必要な地金 (bullion) 全部とともに発行部 (Issue Department) に引移される。発行部はこれにより銀行部 (Banking Department) に右の合計額から、その時流通中の銀行券の総額を差引いた額に等しい銀行券を交付する。1,400 万ポンドの証券は後に掲げる方法

4 C. R. Josset, Money in Great Britain, 1962. p. 125.

5 Sir John Clapham, The Bank of England, A History. Vol. 2. 1958. pp. 183-4.

6 現存の保有政府債は1101万5100万ポンドであった。

による以外には増額されず⁶、減額はありうるものとする。従って地金の獲得の増加のみが銀行券発行額の増加を可能ならしめる手段となる。(Clauses I. II)

銀は発行部の保有する地金の $\frac{1}{5}$ 以上に上ることはできない。銀行券は要求あり次第、標準金一オンス £3-17s.-9d. の割で金地金に交換さるべきものとする。(Clauses III, IV.)

1844年5月6日現在銀行券を発行せる銀行以外は何人も今後銀行券の発行を行なうことを得ず、かつ政府は何時にてもそれら銀行券の発行の停止を命ずることができる。銀行券の発行額は1844年4月26日をもって終る12週間の発行平均額を超えることをえず、行使しなかった限度額までの残額の発行は許されない。またその社員 (partners) の数が6名を超える結社 (partnership) は今後銀行券の発行を行なうことができない。発券銀行は免許料を支払い、各種報告書を作成し、帳簿の検査を受けなければならない。現在英蘭銀行と契約を結び自ら銀行券の発行を行っていない銀行はその契約を打切るべきものとし、ただし代償 (compensation) を受けうるものとする。発券銀行にして今後発行を中止するものある時は、英蘭銀行は命令の發布をまって、中止された右銀行券発行額の $\frac{2}{3}$ 相当額まで証券を準備とする自行の発行額を増加しうるものとし、発行を中止せる銀行券はこれに対して代償を受けうるものとする。(Clauses V. X-XIV, XVIII-XXIV)

株式銀行は半徑65哩以内のものであっても、所持人一覧払のものでなければ為替手形を振出し引受けもしくは裏書することは許される。英蘭銀行は特に法律によって廃止されない限り、1855年8月1日以後何時にても発せらるべき一年前の予告期間の満了し、政府の債務の完済せられるまでは一切の特権を現状のまま保有するものとする。(Clauses XXVI, XXVII)

このような Bank Charter Bill がまだ下院で審議中、Sir Robert Peel は John Horsly Palmer (1811年以来英蘭銀行の Director) から現在提案されているような銀行券発行に対する厳格な制限が付されるとすれば、1825年、1836年、1839年の恐慌に際して行なったような援助は英蘭銀行にとって不可能とはいわぬまで

もむつかしくなることを警告する書翰を受取った。彼は数日後 London and Westminster Bank の重役 Henry Bosanquet から書翰を受取り、それにはいふ論ぜられている貨幣節約の便法はその性質如何を問わず信用不足を招く恐れがあり、新制度発足後 5 年間は、英蘭銀行の利率が 8% まで上った際には、発券部をして大蔵省手形 (Exchequer Bills) を預託せしめて、その利率で前貸を続け、利率が 8% 以下になってから貸出を返済せしめ、手形を売却させることを合法とする必要があることが勧告された。ボサンキットは更に英蘭銀行の裁量によってそのような際には規則にかかわらず銀行券発行をつづけるか、租税の支払には役立つが、金には兌換されないような特別の銀行券発行を行なわしむべきことを提案し、何等かそのような方策を講じない限り、危機に際して制度の停止が不可避となることを警告した。他に銀行家 20 数名の連署による同様な意見書も政府に提出された。⁷

ピールもこれらの警告によって 1825、1839 年のごとき深刻な恐慌が起れば英蘭銀行の救済は至難に陥ることを認めたが、新制度が健全に行なわれる限り、そのような恐慌状態の発生自体が予防されるものと確信したのであった。しかし実際のところは、ピール条例は発足後 22 年間に三度停止されることとなった。しかしその後の 48 年間は停止の恐れのあるような事態からは遠く、極めて安全に推移した。

実際 1844 年から 1914 年までの 70 年間の間には英蘭銀行自体に少からざる変遷があった。イギリスは 1816 年に法律上金本位制に移り、実質的には 1821 年以後、銀行券の金貨兌換を実施し、1833 年英蘭銀行券が法貨の資格を与えられるに至ったが、当時スコットランド、アイルランドにはそれぞれ Bank of

7 A. E. Feavearyear, The Pound Sterling. p. 256-7.

8 1832 年 5 月には革命の不安と有名な Francis Place の「Duke を止めさせるには金を引出せ」という過激なブラカードに刺激されて英蘭銀行に金を取付け一種のパニックが起った。政府の安定のためには、その主債権者たる英蘭銀行の安定がその安定には、英蘭銀行券の安定が必要であることが痛感された。このパニックは約二週間で鎮静し、しかもロンドンだけで地方には波及せず、為替相場に影響することなかった。しかし同様な危険が将来も起ることを予防するため、1833 年英蘭銀行の特許状更新の際、英蘭銀行券を条件付にて法貨 (legal tender) とする一条項が附加されたのだという。(E. Coppieter, English Bank Note Circulation 1694-1954. 1955, pp. 45-6.) 尚 A. D. Mackenzie, The Bank of England Note. A History of its Printing. 1953 参照。

Scotland, (1695年設立) Bank of Ireland (1783年設立) があり, イングランド内にも発券銀行として, 英蘭銀行のほかに多数の株式銀行 (joint stock banks) とそれよりも規模の小さい私立銀行 (private banks) が存在した。1844年のピール条例は差当ってはロンドン周辺65哩以内の地域について英蘭銀行への銀行券の集中統一化方針を示し, 英蘭銀行銀行券の金への兌換義務と英蘭銀行に対する厳格な金準備規定を明確にしたが, 英蘭銀行以外の多数の発券銀行から発行される銀行券については明確な準備規定を欠き, 従ってそれらすべてについて金本位制のルールが如何にしてまた如何なる程度に実行せられることになるかは不明であつた。その上国内に支払手段として流通する鑄貨は1844—1914年全期間を通して金貨のみにて銀行券の総額の二倍以上に上っていたことも看過されてはならない。⁹

	金貨発行 銀行総額 百万ポンド	同一人当 り供給額	銀行券 発行総額 百万ポンド	同一人当 り供給額	金貨の銀行券 に対する比率
1844	46.0	£1—13—5	38.8	£1—8—3	118.4%
1856	75.0	2—13—0	38.2	1—7—2	196.3%
1868	80.0	2—12—3	41.4	1—7—1	193.1%
1883	110.0	3—1—9	42.2	1—3—9	260.4%
1888	102.5	2—14—9	39.8	1—1—3	257.3%
1892	90.0	2—7—3	40.5	1—1—3	222.0%
1895	92.5	2—7—1	41.4	1—1—2	223.6%
1903	116.5	2—15—0	44.7	1—1—1	260.7%

地方発券銀行の数は1840年においては私立銀行 (private banks) 332, 株式銀行 (joint stock banks) 113 合計 445 に上り, 1844年には前者 208 後者72 合計 280 に減少, 更に1884年には合計 145 と更に半減したが, 1901年にも前者33, 後者27 合計60行という相当多数が存在した。株式銀行の銀行券発行は私立銀行より遅れ1826年からはじまったものである。¹⁰

尚英蘭銀行の銀行券の発行種別をみると当初は£10券以下の発行はなく,

9 E. Coppieters, op. cit., p. 145.

10 E. Coppieter, op. cit., p. 158.

1844年においても£ 100 券以上が26% £ 20—100が28%, £ 10が46%となっていた。1856年になると£ 5 券, 33% £ 10券21%, £ 20—100券29%, £ 100以上券17%となり, 1876年ではこれがそれぞれ40%, 18%, 29%, 13%と漸次変化を示すが依然として比較的高額券の流通が多いという特徴は失なわれない。これが第一次大戦以後例えば1921年の数字をみると10 シ リ ング 券 9.6 % £ 1 券 59.6 % £ 5 券 12 % £ 10 券 4.2 % £ 20—100 券 7 % £ 100 以上 券 7.6 % というごとく¹¹ 変化したことが注目されてよい。

次に全イギリスにおける銀行券の発行流通高を示せば次表のごとくである。スコットランドおよびアイルランドの発券銀行はもちろん複数である。ウェー

全英における銀行券流通高

単位百万ポンド

	英蘭銀行券	地方銀行券	スコットラ ンド銀行券	アイルラン ド銀行券
1833	18.5	10.0	3.1	5.3
1840	16.8	10.5	3.3	5.4
1845	20.7	7.7	3.3	6.9
1850	19.4	6.3	3.2	4.7
1855	19.8	6.9	4.1	6.4
1860	21.3	6.5	4.2	6.8
1865	21.1	5.8	4.4	6.0
1870	23.3	4.9	4.9	6.9
1875	27.3	4.8	6.1	7.1
1880	26.9	3.4	5.5	5.7
1885	24.7	3.0	5.7	6.1
1890	24.6	2.4	6.3	6.8
1895	25.8	1.8	7.0	6.4
1900	29.4	1.2	7.9	6.8
1905	29.0	0.6	7.4	6.4
1910	28.3	0.2	7.0	7.4
1913	28.7	0.1	7.6	8.3
1915	33.8	0.1	14.0	20.9

政府発行 Currency note は1914年より流通, 1915年の流通額は56.2百万ポンド。地方銀行券は1922年以後零となる。B. R. Mitchell, Abstract of British Historical Statistics. 1962. (pp. 450-1.) による。

11 Coppieter, op. cit., p. 147.

ルスの計数はイングランドの中に包括され独立の統計はない。

英蘭銀行の預金総額は1844年13.5百万ポンドであったものが1865年には20.5, 1895年に48.3, 1900年に50.0, 1913年に55.0, 1914年に155.0というごとく増加しこれに対し英蘭銀行以外の全銀行の預金は1844年50百万ポンドであったものが, 1865年には200と四倍し, 以下上と同じ年について示せば以後も621, 734, 962, 1061というごとく増加したことが知られる。¹²

かくて1844年以後においても最初のうちは英蘭銀行以外の発券銀行の過剰発行の問題があり, 英蘭銀行自体はそれらの過剰発行を防止したり, 抑制したりする権限もまた必要もなかったが, それらの英蘭銀行との取引関係によって, 英蘭銀行が巻添えをくって支払停止危機に陥るようなことにもなった。そしてこのような過程を経て, 当初は自ら金融市場を統御する権限もなく, かつ自らとしてもそのような責任を課されることを回避する傾向のあった英蘭銀行も時の進むにつれて自他ともに英蘭銀行にそのような責任を負担せしむべきものと解せられるようになり, 更にイギリス以外の諸国が1870-80年頃から金本位制に移行するにつれて, はじめてイギリスについて銀行券と金の保有ないし移動について国を単位とする一体としての金本位制のルールの表面化する時期に入ることと認めることができるであろう。¹³

三

1844年の条例は英蘭銀行を代表する Palmer および Norman と宰相 Sir Robert Peel による現実的な妥協によって到達された所産であり, 英蘭銀行, 発券銀行両者の既得権と当時既に普及しつつあった発行独占の理念を巧みに折衷したものであるといわれる。¹⁴ 政府の立場からは, むしろ政府自身が銀行券発

12 A. E. Feavearyear op. cit., p. 297.

13 次の二書はこの見地から問題を取扱っている。W. E. Beach, *British International Gold Movements and Banking Policy, 1881-1913*. 1935. A. I. Bloomfield, *Monetary Policy under the International Gold Standard: 1880-1914*. 1959.

14 Coppieter, op. cit., p. 102.

行を独占的に行なうべきだとする見解が存しなかったのではないが、各銀行が発行についていわば既得権を有するという点を顧慮せざるを得ず、1844年4月26日英蘭銀行宛大蔵大臣（chancellor of the exchequer）の公文書には「発券業務の国庫移管を考えてもよかったのであるが、閣僚の間では先ず発券業務の銀行業務からの分離が英蘭銀行の部門分割によって行いようかどうかを検討すべきである」ということになったと記されている。¹⁵ 地方発券銀行に対する妥協という点は、地方銀行業に従事せる多数の国会議員によって代表せられ、貨幣問題の議会の審議に活発な役割を演ずる地方銀行家の利益を無視するわけには行かず、特許状で認められた期限内は発行権限を残し、漸次英蘭銀行への統一を期するという形で同意がえられたのであった。鑄貨について鑄造料の利益が国に帰属するのと同様に、銀行券発行に基づく収益が私企業に帰するのは不合理であり、発券業務はよろしく公的もしくは半公的機関の管理下におかるべきだとの理念に対する妥協として、地方銀行については今後発券業務の増加を認めず、英蘭銀行についても発券業務を銀行の預金業務から引離し、これによって英蘭銀行の発券額が発券部の有する地金の増減に正確に一致するようにし、従って英蘭銀行の発券に件なう利益は保証準備発行分 1,400 万ポンドからえられるものに限定し、地方発券銀行が発行を停止し、その $\frac{2}{3}$ が英蘭銀行に移管せられた部分の収益もこれを政府に返納せしめるものと定めたのである。ピールは英蘭銀行の総裁 William Cotton (1842-45) とその Deputy, Heath とには最もよく連絡し、¹⁶ Peel と Cotton の間には数回書翰が交換されており、またピールは Jones Loyd (Lord Overstone) とは直接意見を交換する機会はなかったが、Loyd や Norman の見解も Cotton を仲介として Peel には知悉されて

15 Clapham, *The Bank of England*. Vol. 2. 1958. p. 179.

16 1844年2月2日付にて Cotton と Heath が他の役員に相談することなくピールに送った覚書には「発券銀行の新設を認めないこと、現存銀行の最高発行額は現在の水準に決定すること、英蘭銀行は二部門に分割し発券部は証券準備に対しては一定額の銀行券を流通せしめ、他は地金を準備としてのみ行うこと、この保証準備発行の拡張は閣僚三名の書面による許可を要すること、上の保証準備発行額と政府の旧債1101万5100ポンドとの差額は、寛大な条件による銀行からの今後の政府貸付によってうめらるべきこと」等が記されている。(Clapham. op. cit., p. 179.)

いたといわれる。

1844年の条例は下院を 185 対 30 で通過し上院は唯一票の反対しかなかった。¹⁷

1844年条例成立に際しても、Ricardo の発券銀行の Nationalization の見解があったことは周知のごとくであるが、しかし Ricardo をも含めて発券業務の公有化の主張は銀行券を国民経済的に統制する必要上からではなく、発券業務に伴う収益は私有さるべきでないということを主たる理由としていた。ピール条件成立後可なり長い間英蘭銀行自身も国家的必要のために銀行券を管理するという意識はなく、その必要も感じてはいなかったものと推察される。

しかしそれならば英蘭銀行は自ら単一の発券銀行として、他の地方発券銀行と同一平面で競争する気持であったかという点必ずしもそうではない。1830年代に英蘭銀行は地方発券銀行の銀行券に代えて自行券を置き換えようとする努力をしており、すなわち自ら銀行券を発行しない地方銀行や株式銀行および自発的に自行券の発行を中止した銀行のために予め約定した限度まで 3% の利率で商業手形の割引をすることとし、この利率は当時のロンドン市場の通常利率よりも 1% 安であった。英蘭銀行で再割引を受けた銀行は英蘭銀行券で支払をうける。そしてこのような英蘭銀行の非発券銀行に対する金融上の優遇処置が 1829年末には政府によって承認され、1841年には英蘭銀行は 25 の銀行とそのような契約をしていた。英蘭銀行は既に各地に支店を開設することを許されていたから地方銀行との取引は支店を通じて行なわれた。1830年代中ばには英蘭銀行はロンドンでも地方支店でも発券業務を行なう株式銀行の裏書ある手形の割引を拒絶し、1840年には発券銀行に対しては一般的に英蘭銀行に割引勘定をもつことを拒絶するに至る。¹⁸

しかし英蘭銀行がこのようにして一定限度まで時には市場金利よりも低い 3% の利率で地方銀行に欲するだけの前貸を行なう約束をすることは、地方銀行をして彼等自身の支払準備についての関心を薄からしめることとなり、英蘭銀

17 Coppieter, op. cit., p. 104.

18 Coppieters. op. cit., p. 99.

行にとっては信用の過度の膨張を抑制する必要があるとしても、最高限度に達しない間は地方銀行に対する低利貸出を続けるほかなく、通貨の発行を適当に抑えるということができなくなっていたのである。

周知のごとくピール条例の支軸となった通貨学派の主張者は英蘭銀行券の伸縮を金準備の増減変化に正確に一致せしめよとしたのであるが、全発券銀行からの全銀行券について如何にするかは必ずしも明確ではなく、さりとて英蘭銀行について強く独占的発行を主張したのでもなかった。Overstone は 1825, 1836 の恐慌に関連して、「地方銀行が英蘭銀行の統制力に反抗し、為替の逆調がわが国の貨幣制度の安全のために必要な通貨流通の収縮を遅らせることを可能ならしめる。彼等が英蘭銀行券の収縮によって生じた間隙を充填し、また彼等自身の銀行券の発行によって金および中央銀行券のロンドンへの過度の還流を生ぜしめるからである」といって暗に英蘭銀行の発行独占の必要を唱え、Cobden も 1840 年の証言で「英蘭銀行券の収縮せる 1836 年 9 月から 38 年 6 月までに地方諸銀行の銀行券の方は、約二百万ポンド増発された」と述べた。1811 年から 57 年まで英蘭銀行理事であり、そのうち 1830-33 年は同総裁であった Horsely Palmer は 1831 年初めアイルランド銀行総裁との会談では両国とも中央銀行 (central bank) に発券業務を統一するよう法律を変更すべきであるとして排他的独占を主張し、その後も “one issue” — “one centre” principe を変えなかったのに、1848 年には「発行の非制限的多元性は発行自体に充分なる保証が存する限り、重要な問題ではない」と変説し、Norman も「私は熟慮の結果、英蘭銀行の金準備は英蘭銀行自らの銀行券と同じ割合で増減すべきか、それとも一国全体の紙幣全量と同じ割合で増減すべきかの問題はいま問わないことにする」という手紙を大蔵大臣の Sir Charles Wood に送っている。そのような事情を顧みればピール条例が関係者間の妥協の産物であったということは否定できないことであろう。¹⁹

仮りにもし英蘭銀行券がイギリスにおける唯一種の銀行券であり、そしてそ

19 Coppieter, op. cit., pp. 100-101.

れに対する金準備がピール条例の定めたような厳格なものであったと想像せよ、他面銀行券には英蘭銀行券以外にはほぼそれと額を等しくする程度の地方銀行が併存したこと、それが1844年以後前者2対後者1の割合となり、50年頃には3対1、60年頃には4対1、80年頃には10対1というごとく漸減したのが実際の過程であったことを知れば、金準備の増減によって増減するイギリスの通貨事情が、地方銀行券の存在とその間に伸びてきた銀行預金の振替流通によって著しく緩和する緩衝機の役割を果たしたことは想像に難くないであろう。ただし1844年においては英蘭銀行券21百万ポンドに対して地方銀行券は11百万ポンド流通したのが1914年には前者の75百万ポンドに対して後者は僅かに10百万ポンドに減少し、その間英蘭銀行以外の預金は1844年の50百万ポンドから1,061百万ポンドに増加していることが注意されるべきである。

なおこれに関連して注意を要するのは英蘭銀行の金銀準備額が1844年の15.3百万ポンドよりほぼ恒常的に上昇し、1913年の37.5百万ポンド、1914年の88百万ポンドにまで増加し、これと英蘭銀行券との割合をみると最低50%を超える高率の準備をもったことを示すが、前者と地方銀行券を合わせたものに対する割合として、更にアメリカのごとく全銀行の預金に対して法定準備が要請されるものとして比率を出せばその比率が数パーセントという極めて低率のものとなることが知られるであろう。

英蘭銀行の保証準備発行額が限度1,400万ポンドにてはならず、例外的に増加の許可を得なければならなかったのは、1847、1857、1866の三度に亘る恐慌に際してであった。²⁰ピール条例の創設者が予想したごとくピール条例が厳格に

20 1844年銀行法制定された時期は greatcommercial prosperity の年であった、農業は農作が三年つづき、資本の増加によって交通が改善され鉄道への投資は更に進み、1845年には技機的 railway mania が高まりすぎて同11月銀行は公定歩合を $2\frac{1}{2}\%$ から $3\frac{1}{2}\%$ に上げたがこの方策が抑制に成功して1946年8月には3%に引下げられた。しかし1845-6年のアイルランドの馬鈴薯の不作から corn の大量輸入が必要となり、1846年9月以後金の流出と銀行の支払準備の減少が継続し、1847年1月4%に引上げられた公定歩合は4月に更に5%に引上げられ、5月には市場金利は10%~12%に高騰した。尚1847年、1857年、1866年の恐慌については W. A. Acres, The Bank of England from within. 1931. Vol. II. p. 505, p. 517. p. 535. 以下を参照。保証準備発行額増額の詳細については R. G. Hawtrey, A Century of Bank Rate. 1962. pp. 297-300. 下注参照。

行なわれる限り、保証準備の額の拡張を必要とするような事態は事前に防止され現実化しないであろうということは事実に反した。

またピール条例は銀行券の発行を金準備の有高に依存せしめ、従って国際収支の如何に自動的且つ機械的に依存せしめる制度にはかならないということも次節に述べるごとく事実によって証明し得られるものではなかつたのである。

英蘭銀行の理事者は1857年の恐慌時には、中央銀行がその割引政策の実施に當って従うべき手続について明瞭な概念をもっていた。この智識は1847年の恐慌後暫くにして既に悟得されていたものであり、更には1797年から1850年に至る経験の所産というべきものであった。そのようにして樹立された銀行公定歩合操作の基本命題とは次のごときものであったといわれる。²¹

(1) 中央銀行の銀行券もしくは預金の形における過度の発行 (excessive issues) は物価を引上げ、為替相場を低落せしめ、そして金を国外に押し出すこと

(2) 公定歩合の引上によって金融引締 (deflation) が行なわれ、金および資本の輸入が誘導され、為替相場が回復されること、そしてこの引締方式が信用の割当 (rationing) 方式よりも勝ること

(3) 公定歩合は通常は市場利率以上の高さに維持さるべきこと、それはインフレ的傾向を抑制するために市場利率の騰貴を予想すべきものなること

(4) 中央銀行は恐慌中も高率ではあるが、自由に割引すべきものなること

(5) 中央銀行は一国の最終的銀行準備 (banking reserve) の保有者として、収益の観点よりもむしろこの準備防衛の観点から運営さるべきものなること。

四

金本位制度とは金を本位貨幣とする制度にはかならないが、ピール条例のごとき方法によって、銀行券の金兌換を確実に保証することが、英蘭銀行券の信

21 B. H. Beckhart "The discount policy of the Federal Reserve System," N. Y. 1924. p. 29.

頼性を高め、その流通を容易ならしめ、更にそれを基礎とすることによって残存する英蘭銀行以外の発券銀行の銀行券の信頼性をも高め、銀行券に対する信頼性が高まることを契機として銀行預金も増加し、一国の信用制度全般に好影響をもたらし、一段の発展を期待しうることは明白であろう。英蘭銀行は可なり久しい間10ポンド券以下の発行を行わず、一般流通手段としてはむしろ小額の地方銀行券のほか、金、銀、銅等を素材とする铸貨が選好されたことは既述のごとくである。銀行預金や地方銀行券は必要に応じて英蘭銀行券に交換せられ、英蘭銀行券はまた何時にても本位貨幣たる金貨と交換可能であるからこのようにして、金融資産の金への流動性が確保され、英蘭銀行の金準備は金に代えて銀行券に対する需要が増加するにつれて増加し、また銀行券の金兌換が増加するとともに減少することとなる。

英蘭銀行の金準備は一面このような内国的事情に基いて増減する性質を有するとともに輸出入代価の支払および貿易外収支によって増減することは知られるごとくである。すなわち国際収支が受取超過であれば金準備は増加し、支払超過ならば減少する。しかもピール条例によれば金準備が減少すれば銀行券の発行は減少せねばならないし、増加すれば増発されることとなるであろう。貨幣数量説の立場に立てば、銀行券増発の結果は物価が騰貴し、反対に減少すれば物価の低落をもたらすことになるから古典学派以来通説は国際金本位制の自然的な均衡化作用として、もし一国が輸出超過となれば金が流入して自ら物価騰貴をひき起こして輸出が減少し、輸入が増加しておのずから輸入超過に転化し、逆に一国が輸入超過であっても、金の流出によって金準備が減少して銀行券流通高の減少を余儀なからしめて物価の低落をもたらす、かくて輸入の減少と輸出の増加によって、金準備が自ら増加するような自然調和が作用すると信ぜられたことは周知のごとくである。しかしこのような理論は単なる仮説に止まり、現実の過程によつて検証されたものではなかった、このことはイギリスのみが金本位制をとっていた時期についてはもちろんとして、主要諸国が金本位制を採用し、中央銀行制度を確立した1880年頃から後においても尚かつそ

²²
うであることが確かめられる。

よく知られているように、イギリスは輸出入貿易についてはほとんど例外なしに入超をつづけたが、海運、保険、利子、配当などを内容とする貿易外収支については貿易勘定の赤字を補なって余りある受取超過国であった。しかしイギリスは年々多額の対外貸付や資本輸出を継続したのであって、受取超過分を金で受取って国内に取寄せ、その増減によって銀行券をいわば機械的に増減せしめるようなことはなかった。

知られるごとくイギリス (United Kingdom) は恒常的に貿易勘定においては輸入超過国であり、1816年金本位制採用以後 100 年を越える期間に、貿易勘定で黒字を示したのは僅か1816年、1821年、1822年の三年だけである。それにもかかわらず、海外投資収益、その他の貿易外収支の黒字が貿易勘定の赤字をカバーして余りがあり、しかもその黒字を金、外貨の保有の形で国内に累積死蔵することをせず、常にその大部分を対外貸付、外国証券引受、对外投资等の形で収益をもたらすべく活用したことが特徴的である。従って資本勘定を除けば経常的综合収支勘定においては例外なく黒字であったけれども、それだけ正貨が流入するということではなく、正貨の流出入については別に英蘭銀行が主として金利政策によって常にそれを適当に調節した。換言すれば中央銀行が正貨の自からなる流出入に委ねて自国の通貨政策を受動的に行なうという伝説的な金本位制の仮説はイギリスには全くあてはまらないのである。

この点、アメリカの金本位制が銀行券発行に対してのみならず、銀行預金に対しても一定の法定準備金を要求し、かつ連邦準備銀行自らは金を準備とする代りに金証券を以てし、金そのものはこれを金証券をもって買上げる政府自らの所有となって堆積され、それが文字通り国内通貨の基礎となるとともに、対外債務に対する準備ともなり、アメリカの金保有高が最高 240 億ドルを超えたという行方とは著しい対照をなすことが注意されてよい。

22 W. E. Beach, op. cit., p. 6. A. I. Bloomfield' op. cit., pp. 47-51. 尚拙著「広域経済と貨幣制度」(昭和18年) p. 40-46. 参照。

もっともアメリカでも所有金だけの銀行券の発行が行なわれたわけではなく、いわゆる金の不胎化が行なわれた。またイギリスの場合には最大の資本輸出が国内物価が高騰しつつある時に行なわれたことが明瞭であった。そして不況時には借入国の価格水準が貸付国のそれに比して安いとしても借入国は金を失なうことになった。各国間に景気変動が時を遅えて発生するのでなく国際的に同時的であるのが事実とすれば古典学派的な金移動に基く貿易の自然的均衡理論は机上の空論といわねばならない。

次に問題の期間、イギリスの国際貸借に影響ある項目の推移を示しておこう。

	貿易勘定	海外投資収入	その他貿易外 収 入	金移動	全経常勘定 収 支	資本輸出*
1844	-12.3	+ 8.3	+17.4	- 3.0	+10.4	
45	-19.0	+ 9.7	+19.6	- 1.0	+ 9.3	
46	-20.3	+10.2	+19.5	- 1.4	+ 8.0	
47	-41.6	+10.6	+24.6	+ 5.3	- 1.1	
48	-26.9	+ 9.0	+19.0	+ 1.0	+ 2.1	
49	-25.7	+ 8.2	+21.4	+ 1.0	+ 3.9	
50	-19.6	+ 9.4	+21.8	- 1.0	+10.6	
51	-22.6	+10.4	+22.6	- 1.2	+ 9.2	
52	-18.9	+10.9	+23.5	- 7.8	+ 7.7	
53	-32.8	+11.8	+30.8	- 6.5	+ 3.3	
54	-36.6	+12.6	+33.4	- 3.6	+ 5.8	
55	-25.9	+12.9	+34.7	- 7.8	+13.9	
56	-32.1	+14.9	+40.9	- 1.9	+21.8	
57	-40.4	+16.2	+44.8	+ 6.5	+27.1	
58	-23.8	+15.9	+40.2	- 9.9	+22.4	
59	-22.6	+16.9	+43.2	- 1.4	+36.1	
60	-45.5	+18.7	+48.0	+ 2.5	+23.7	
61	-57.6	+19.9	+50.0	+ 2.1	+14.4	
62	-58.8	+20.7	+51.9	- 2.3	+11.5	
63	-51.4	+21.3	+60.1	- 3.5	+26.5	
64	-61.5	+22.9	+66.0	- 4.6	+22.8	
65	-51.2	+24.1	+68.4	- 6.4	+34.9	
66	-55.2	+26.4	+74.5	-12.7	+33.0	
67	-48.6	+28.2	+72.1	- 9.5	+42.2	
68	-65.5	+31.1	+75.5	- 4.6	+36.5	
69	-57.5	+33.1	+75.2	- 4.1	+46.7	
70	-57.5	+35.3	+76.8	-10.5	+44.1	
71	-46.0	+39.5	+82.4	- 4.4	+71.3	
72	-36.8	+44.3	+89.8	+ 0.7	+98.0	

1873	- 56.3	+ 51.7	+ 90.6	- 4.7	+ 81.3	
74	- 69.1	+ 56.6	+ 90.9	- 7.5	+ 70.9	
75	- 90.5	+ 57.8	+ 89.6	- 5.6	+ 51.3	
76	-117.8	+ 57.5	+ 91.1	- 7.6	+ 23.2	
77	-141.5	+ 55.5	+ 96.5	+ 2.6	+ 13.1	
78	-121.8	+ 55.1	+ 89.1	- 5.7	+ 16.9	
79	-111.8	+ 55.9	+ 88.0	+ 4.4	+ 35.5	
80	-121.1	+ 57.7	+ 96.4	+ 2.6	+ 35.6	
81	- 94.5	+ 59.5	+ 95.0	+ 5.6	+ 65.7	33.2
82	-100.0	+ 62.8	+ 97.5	- 2.6	+ 58.7	24.3
83	-116.9	+ 64.4	+102.1	- 0.8	+ 48.8	16.9
84	- 91.1	+ 66.8	+ 95.0	+ 1.6	+ 72.3	41.0
85	- 98.5	+ 70.3	+ 90.7	- 0.2	+ 62.3	33.9
86	- 79.5	+ 74.0	+ 83.8	+ 0.6	+ 78.9	61.8
80	- 78.5	+ 79.5	+ 87.3	- 0.6	+ 87.7	66.8
88	- 85.9	+ 84.5	+ 92.7	+ 0.6	+ 91.9	74.5
89	-105.0	+ 88.8	+ 99.1	- 2.0	+ 80.9	68.8
90	- 86.3	+ 94.0	+ 99.6	- 8.8	+ 98.5	82.6
91	-122.1	+ 94.3	+ 99.6	- 2.4	+ 69.4	48.5
92	-128.9	+ 94.7	+ 96.7	- 3.4	+ 59.1	35.3
93	-124.6	+ 94.7	+ 85.6	- 3.7	+ 53.0	40.1
94	-131.5	+ 92.6	+ 88.4	-10.8	+ 38.7	21.3
95	-126.5	+ 93.6	+ 87.8	-14.9	+ 40.0	22.7
96	-137.9	+ 96.0	+ 92.3	+ 6.4	+ 56.8	39.3
97	-153.9	+ 97.0	+ 94.7	+ 0.8	+ 41.6	27.1
98	-168.9	+101.2	+ 96.8	- 6.2	+ 22.9	17.2
99	-153.7	+103.2	+102.7	- 9.8	+ 42.4	27.9
1900	-167.0	+103.6	+109.1	- 7.5	+ 37.9	31.2
1	-173.1	+106.5	+106.7	- 6.2	+ 33.9	13.9
2	-178.4	+109.1	+107.9	- 5.3	+ 33.3	11.2
3	-181.3	+112.2	+113.6	+ 0.3	+ 44.8	23.0
4	-179.1	+113.4	+115.5	+ 0.7	+ 51.7	27.2
5	-155.9	+123.5	+120.1	- 6.2	+ 81.5	62.8
6	-146.0	+134.3	+131.0	- 1.8	+117.5	104.4
7	-126.8	+143.8	+142.4	- 5.3	+154.1	140.2
8	-135.6	+151.0	+132.5	+ 6.8	+154.7	129.9
9	-154.2	+158.0	+138.3	- 6.5	+135.6	110.1
10	-142.7	+170.0	+146.7	- 6.7	+167.3	150.8
11	-121.2	+177.3	+146.8	- 6.0	+196.9	192.2
12	-143.8	+186.9	+158.6	- 4.6	+197.1	
13	-131.6	+199.6	+168.2	-11.9	+224.3	

B. R. Mitchell, Abstract of British Historical Statistics. 1992. pp. 333-4. *資本輸出は W. E. Beach, op. cit., p. 176. より借用。

イギリスにおいては金は銀行券はもとより金融資産一般の信用的基礎として不可欠のものとされたがしかし金の保有は収入をもたらすものでないから金のごとき non-income-earning asset の保有は最小必要量に限るべきであるとされ、そのため金準備が増加するとみれば金利を引下げ、減少するとみるとそれを引上げるのが中央銀行の配慮すべき政策と解された。もちろん英蘭銀行の公定歩合は常にロンドン市場の金利より上位にあり、ロンドン市場自体が金移動に基づく金利の変動を敏感に反映し、英蘭銀行金利は原則として市場金利に追随し、ただし需給逼迫によって市場利率が公定歩合以上に騰貴した際には英蘭銀行は市場の中に入って来て金利の極端に高騰することを抑制する作用を営んだとみるべきであり、英蘭銀行が割引政策以外の政策をも併用して金融市場を積極的に指導するという意識は当時であってはまだ認められなかつた。

1844年より1913年に至る間は、英蘭銀行の公定歩合の変更は1914年以後におけるよりもむしろ頻繁に行なわれていることは次表の示すごとくであるが、その変更の動機は主として金の最終的移動を調節することにより、いま対象とする時期においてはもちろん景気の循環的変動は屢々現われ、また物価の変動や失業者の増加する不況期もあったけれども、英蘭銀行の金利政策がその変動を中和したり、不況を打開する目的で実施されたとみるべき証拠は得られない。

最後に英蘭銀行の公定歩合の変更の年月日を掲げておこう。

尚英蘭銀行の保有金準備は、1893年に至るまでは、1876年、79年の一時期を除いて2,000万ポンドを超えたことはなく、その後1914年に至るまでも2,000万—3,000万ポンドを維持して変ることがなく、中央銀行がそのための管理者としてはたらいたことは特に注目さるべき点であろう。

英蘭銀行公定歩分変更

	月	日	%		月	日	%		月	日	%
1842	4	7	4	1847	1	14	3 ¹ / ₂		11	22	7
1844	9	5	2 ¹ / ₂			21	4		12	2	6
1845	3	13	2 ¹ / ₂		4	8	5			23	5
	10	16	3		8	5	5 ¹ / ₂	1848	1	27	4
	11	6	3 ¹ / ₂		6	30	6		6	15	3 ¹ / ₂
1846	8	27	3		10	25	8		11	2	3

	月	日	%		月	日	%		月	日	%
1849	11	22	$2\frac{1}{2}$		2	4	$3\frac{1}{2}$		5	16	$3\frac{1}{2}$
1850	12	26	3			11	3			21	4
1852	1	1	$2\frac{1}{2}$		12	9	$2\frac{1}{2}$		11	2	5
	4	22	2	1859	4	28	$3\frac{1}{2}$			5	6
1853	1	6	$2\frac{1}{2}$		5	5	$4\frac{1}{2}$		12	2	7
		20	3		6	2	$3\frac{1}{2}$			3	8
	6	2	$3\frac{1}{2}$			9	3			24	7
	9	1	4		7	14	$2\frac{1}{2}$	1864	1	20	8
		15	$4\frac{1}{2}$	1860	1	19	3		2	11	7
		29	5			31	4			25	6
1854	5	11	$5\frac{1}{2}$		3	29	$4\frac{1}{2}$		4	16	7
	8	3	5		4	12	5		5	2	8
1855	4	5	$4\frac{1}{2}$		5	10	$4\frac{1}{2}$			5	9
	5	3	4		5	24	4			19	8
	6	14	$3\frac{1}{2}$		11	8	$4\frac{1}{2}$			26	7
	9	6	4			13	5		6	16	6
		13	$4\frac{1}{2}$			15	6		7	25	7
		27	5			29	5		8	4	8
	10	4	$5\frac{1}{2}$		12	31	6		9	8	9
		18	6	1861	1	7	7		11	10	8
1856	5	22	6		2	14	8			24	7
		29	5		3	21	7		12	15	6
	6	26	$4\frac{1}{2}$		4	4	6	1865	1	12	$5\frac{1}{2}$
	10	1	5			11	5			26	5
		6	6		5	16	6		3	2	$4\frac{1}{2}$
	11	13	7		8	1	5			30	4
	12	4	$6\frac{1}{2}$			15	$4\frac{1}{2}$		5	4	$4\frac{1}{2}$
		18	6			29	4			25	4
1857	4	2	$6\frac{1}{2}$		91	9	$3\frac{1}{2}$		6	1	$3\frac{1}{2}$
	6	18	6		11	7	3			15	3
	7	16	$5\frac{1}{2}$	1862	1	9	$2\frac{1}{2}$		7	27	$3\frac{1}{2}$
	10	8	6		5	22	3		8	3	4
		12	7		7	10	$2\frac{1}{2}$		9	28	$4\frac{1}{2}$
		19	8			24	2		10	2	5
	11	5	9		10	30	3			5	6
		9	10	1863	1	15	4			7	7
	12	24	8			28	5		11	23	6
1858	1	7	6		2	19	4		12	28	7
		14	5		4	23	$3\frac{1}{2}$	1866	1	4	8
		28	4			30	3		2	22	7

	月	日	%		月	日	%		月	日	%
	3	15	6		11	16	4			11	5 ¹ / ₂
	5	3	7			30	3 ¹ / ₂	1874	1	8	4
		8	8		12	14	3			15	3 ¹ / ₂
		11	9	1872	4	4	3 ¹ / ₂		4	30	4
		12	10			11	4		5	28	3 ¹ / ₂
8	16	8			5	9	5		6	4	3
	23	7				30	4			18	3 ¹ / ₂
	30	6			6	13	3 ¹ / ₂		7	30	3
9	6	5				20	3		8	6	4
	27	4 ¹ / ₂			7	18	3 ¹ / ₂			20	3 ¹ / ₂
11	8	4			9	18	4			27	3
	12	20	3 ¹ / ₂			26	4 ¹ / ₂		10	15	4
1867	2	7	3		10	3	5			16	5
	5	30	2 ¹ / ₂			10	6			30	6
	7	25	2		11	9	7	1875	1	7	5
1868	11	19	2 ¹ / ₂			28	6			14	4
	12	3	3		12	12	5			28	3
1869	4	1	4	1873	1	9	4 ¹ / ₂		2	18	2 ¹ / ₂
	5	6	4 ¹ / ₂			23	4		7	18	3
	6	10	4			30	3 ¹ / ₂			29	2 ¹ / ₂
		24	3 ¹ / ₂		3	26	4		8	12	2
	7	15	3		5	7	4 ¹ / ₂		10	7	2 ¹ / ₂
	8	19	2 ¹ / ₂			10	5			14	3 ¹ / ₂
	11	4	3			17	6			21	4
1870	7	21	3 ¹ / ₂		6	4	7		11	18	3
		23	4			12	6		12	30	4
		28	5		7	10	5	1876	1	6	5
8	4	6				17	4 ¹ / ₂			27	4
		11	5 ¹ / ₂			24	4		3	23	3 ¹ / ₂
		18	4 ¹ / ₂			31	3 ¹ / ₂		4	6	3
		25	4		8	21	3			20	2
	9	1	3 ¹ / ₂		9	25	4	1877	5	3	3
		15	3			29	5		7	5	2 ¹ / ₂
		29	2 ¹ / ₂		10	14	6			12	2
1871	3	2	3			18	7		8	28	3
	4	13	2 ¹ / ₂		11	1	8		10	4	4
	7	13	2			7	9			11	5
	9	21	3			20	8		11	29	4
		28	4			27	6	1878	1	10	3
10	7	5			12	4	5			31	2

月	日	%	月	日	%	月	日	日
3	28	3	1885	1	29	4	13	4
5	30	2 ¹ / ₂		3	19	3 ¹ / ₂	4	10
6	27	3		5	7	3	17	3
7	4	3 ¹ / ₂		14	2 ¹ / ₂	6	26	4
8	1	4		28	2	7	31	5
	12	5		11	12	3	8	21
10	14	6		12	17	4	9	25
11	21	5	1886	1	21	3	11	7
1879	1	16		2	18	2	12	4
	30	3		5	6	3	1891	1
3	13	2 ¹ / ₂		6	10	2 ¹ / ₂	22	3 ¹ / ₂
4	10	2		8	26	3 ¹ / ₂	29	3
11	6	3		10	21	4	4	16
1880	6	17		12	16	5	5	7
12	9	3	1887	2	3	4	14	5
1881	1	13		3	10	3 ¹ / ₂	6	4
	2	17			24	3	18	3
4	28	2 ¹ / ₂		4	14	2 ¹ / ₂	7	2
8	18	3			28	2	9	24
	25	4		8	4	3	10	29
10	6	5		9	1	4	12	10
1882	1	30	1888	1	12	3 ¹ / ₂	1892	1
2	23	5			19	3	4	7
3	9	4		2	16	2 ¹ / ₂	28	2
	23	3		3	15	2	10	20
8	17	4		5	10	3	1893	1
9	14	5		6	7	2 ¹ / ₂	5	4
1883	1	25		8	9	3	11	3 ¹ / ₂
	2	15		9	13	4	18	4
3	1	3		10	4	5	6	8
5	10	4	1889	1	10	4	15	2 ¹ / ₂
9	13	3 ¹ / ₂			24	3 ¹ / ₂	8	3
	27	3			31	3	10	4
1884	2	7		4	18	2 ¹ / ₂	24	5
3	13	3		8	8	3	9	14
4	3	2 ¹ / ₂			29	4	21	3 ¹ / ₂
6	19	2		9	26	5	10	5
10	9	3		12	30	6	1894	2
	30	4	1890	2	20	5	22	2
11	6	5		3	6	4 ¹ / ₂	1895	変更なし

月	日	%	月	日	%	月	日	%
1896	9 10	$2\frac{1}{2}$	2 6	3		12 9	$4\frac{1}{2}$	
	24	3	10 2	4		1910	1 6	4
	10 22	4	1903	5 21	$3\frac{1}{2}$		20	$3\frac{1}{2}$
1897	1 21	$3\frac{1}{2}$		6 18	3		2 10	3
	2 4	3		9 3	4		3 17	4
	4 8	$2\frac{1}{2}$	1904	4 14	$3\frac{1}{2}$		6 2	$3\frac{1}{2}$
	5 15	2		21	3		9	3
	9 23	$2\frac{1}{2}$	1905	3 9	$2\frac{1}{2}$		9 29	4
	10 14	3		9 7	3		10 20	5
1898	4 7	4		28	4		12 1	$4\frac{1}{2}$
	5 26	$3\frac{1}{2}$	1906	4 5	$3\frac{1}{2}$	1911	1 26	4
	6 2	3		5 3	4		2 16	$3\frac{1}{2}$
	30	$2\frac{1}{2}$		6 21	$3\frac{1}{2}$		3 9	3
	9 22	3		9 13	4		9 21	4
	10 13	4		10 11	5	1912	2 8	$3\frac{1}{2}$
1899	1 19	$3\frac{1}{2}$		19	6		5 9	3
	2 2	3	1907	1 17	5		8 29	4
	7 22	$3\frac{1}{2}$		4 11	$4\frac{1}{2}$		10 17	5
	10 3	$4\frac{1}{2}$		25	4	1913	4 17	$4\frac{1}{2}$
	5	5		8 15	$4\frac{1}{2}$		10 2	5
	11 30	6		10 31	$5\frac{1}{2}$	1914	1 8	$4\frac{1}{2}$
1900	1 11	5		11 4	6		22	4
	18	$4\frac{1}{2}$		7	7		29	3
	25	4	1908	1 2	6		7 30	4
	5 24	$3\frac{1}{2}$		16	5		31	8
	6 16	3		23	4		8 1	10
	7 19	4		3 5	$3\frac{1}{2}$		6	8
1901	1 3	5		19	3		8	5
	2 7	$4\frac{1}{2}$		5 28	$2\frac{1}{2}$	(Sir John Clapham, The Bank of England. A History. Vol. II. 1958. pp. 429-32. による。)		
	21	4	1909	1 14	3			
	6 6	$3\frac{1}{2}$		4 1	$2\frac{1}{2}$			
	13	3		10 7	3			
	10 31	4		14	4			
1902	1 23	$3\frac{1}{2}$		21	5			